

半田市迷惑駐車防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、迷惑駐車防止に関する施策を推進することにより、道路が公共の施設として広く一般交通の用に供されることを確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- (2) 迷惑駐車とは、次に掲げる行為をいう。
 - ア 道路交通法又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反する行為
 - イ 緊急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害している駐車又はそのおそれがあると認められる自動車の駐車
- (3) 道路 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (4) 事業者 物の製造、販売その他の事業を行っているものをいう。

(迷惑駐車防止のための措置)

第3条 市長は、迷惑駐車防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 迷惑駐車防止に関する市民及び事業者の意識の啓発
- (2) 迷惑駐車をしようとする者又は現にしている者に対し、迷惑駐車をしないよう注意をし、又は迷惑駐車場所からの自動車の移動を要請するためのチラシを当該自動車に貼付すること。
- (3) チラシを貼付した後、迷惑駐車場所から移動がない場合、迷惑駐車警告票（別記様式）を当該自動車の見やすい箇所に貼付すること。
- (4) 迷惑駐車警告票を貼付後、迷惑駐車場所から移動がない場合、半田警察署へ通報すること。
- (5) その他迷惑駐車防止するために必要な措置

(関係行政機関に対する要請)

第4条 市長は、前条の措置を講ずる場合において必要があると認めるときは、半田警察署その他関係行政機関に対し、協力を要請するものとする。

2 市長は、迷惑駐車防止に関し必要があると認めるときは、半田警察署その他関係

行政機関に対し、迷惑駐車を防止するための重点的な取締りその他必要な措置を講ずることを要請するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。